

改正要綱

高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金交付要綱

第1条 (略)

(目的)

第2条 県は、水産業・漁村の持つ水産多面的機能の強化を図ることを目的として国が定める漁場生産力・水産多面的機能強化対策交付金交付等要綱（平成25年5月16日付け25水港第123号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び漁場生産力・水産多面的機能強化対策交付金交付等要綱の運用（平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知。以下「要綱運用」という。）に基づき実施する事業に要する経費について、次に掲げる者（以下「交付事業者」という。）に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。

(1)～(2) (略)

第3条 (略)

(交付金の交付対象経費及び交付率)

第4条 交付金の交付対象となる経費及びそれに対する交付率は、次の表に定めるとおりとする。

交付金事業	経費の内容	交付率
(略)	要綱運用の第5の2に定める活動組織が行う対策事業のうち、要綱運用別表1に定める支援メニュー	(略)

現行要綱

高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金交付要綱

第1条 (略)

(目的)

第2条 県は、水産業・漁村の持つ水産多面的機能の発揮を図ることを目的として国が定める水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱（平成25年5月16日付け25水港第123号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱の運用（平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知。以下「要綱運用」という。）に基づき実施する事業に要する経費について、次に掲げる者（以下「交付事業者」という。）に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。

(1)～(2) (略)

第3条 (略)

(交付金の交付対象経費及び交付率)

第4条 交付金の交付対象となる経費及びそれに対する交付率は、次の表に定めるとおりとする。

交付金事業	経費の内容	交付率
(略)	要綱運用の第5の2に定める対象活動組織が行う水産多面的機能発揮対策事業のうち、要綱運用別表	(略)

	2 海の安全確保を除く事業に要する経費に対し地域協議会が交付する経費	
(略)	(略)	(略)

第5条～第17条 (略)

附 則

1 (略)

2 この要綱は、令和12年5月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条第1号から第5号まで、第13条第5項、第14条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則 (略)

附 則

1 この要綱は、令和7年4月2日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行の際、改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際、旧様式による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

	1に定める支援メニュー2 海の安全確保を除く事業に要する経費に対し地域協議会が交付する経費	
(略)	(略)	(略)

第5条～第17条 (略)

附 則

1 (略)

2 この要綱は、令和8年5月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条第1号から第5号まで、第13条第5項、第14条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則 (略)

(追加)

別表（第6条、第8条、第14条関係）（略）

別記

第1号様式（第5条関係）（略）

第1-1号様式

1～2（略）

3 収支予算（又は実績）

（収入の部）（略）

（支出の部）

区 分	本年度予算額 （本年度精算 額）	前年度予算額 （本年度予算 額）	比較増減額		備 考
			増	減	
<u>漁場生産力・ 水産多面的機 能強化</u> 対策交 付金交付等要 綱の運用第5 の10（2）に 基づく返還額 <ul style="list-style-type: none"> <li>〔・国</li> <li>・県</li> <li>・市町村</li> </ul>					
合 計					

第1-2号様式～第9号様式（第13条関係）（略）

別表（第6条、第8条、第14条関係）（略）

別記

第1号様式（第5条関係）（略）

第1-1号様式

1～2（略）

3 収支予算（又は実績）

（収入の部）（略）

（支出の部）（注）実績報告にあつては、金額の根拠となる通帳の

区 分	本年度予算額 （本年度精算 額）	前年度予算額 （本年度予算 額）	比較増減額		備 考
			増	減	
<u>水産多面的機 能発揮</u> 対策交 付金交付等要 綱の運用第5 の10（2）に 基づく返還額 <ul style="list-style-type: none"> <li>〔・国</li> <li>・県</li> <li>・市町村</li> </ul>					
合 計					

第1-2号様式～第9号様式（第13条関係）（略）